

倉敷市における 高病原性鳥インフルエンザの発生について

1. 高病原性鳥インフルエンザとは？

令和4年10月28日、11月4日及び11月11日、本市内において高病原性鳥インフルエンザが発生しました。高病原性鳥インフルエンザとはインフルエンザウイルスが引き起こす鳥の病気です。にわとり等が高病原性鳥インフルエンザに感染すると、その多くが死んでしまいます。

2. 発生後の対応は？

家畜伝染病予防法に基づき、高病原性鳥インフルエンザが発生した農場のにわとり等の殺処分及び焼却、農場周辺の消毒、移動制限区域の設定など、必要な防疫措置を行います。このため、発生が確認された農場のにわとり、卵等が市場に出回ることはありません。

3. 人への感染は？

国内では、鶏肉や卵を食べて鳥インフルエンザウイルスに感染した例は報告されておられません。鳥インフルエンザウイルスは、加熱することで感染性がなくなりますので、ご心配な場合は、十分加熱してからお召し上がりください。

お問い合わせ先

倉敷市コールセンター 086-426-3030

農林水産課 086-426-3425

鳥インフルエンザに関するQ & A

Q 1. ヒトにも感染するのですか。

A 1. 鳥インフルエンザウイルスは、通常ヒトには感染しませんが、感染した鳥の死骸や排泄物の処理をするなど濃厚に接触した場合には、極めてまれに感染することがあります。日本では報告されたことはありません。

Q 2. 鳥を飼っている場合気を付けることはありますか。

A 2. 野鳥と接することのない鳥が感染することはありません。鳥インフルエンザを運んでくる可能性がある野鳥が近くに来ないようにしましょう。

Q 3. 野鳥が死んでいますがどうしたらいいですか。

A 3. 死んだ野鳥を見つけたからと言って、ただちに鳥インフルエンザを疑う必要はありません。ただ、死んだ野鳥の種類や数によっては、鳥インフルエンザの検査を行いますので、死亡原因がわからない野鳥の死体を見つけた場合は、触らずに、農林水産課にご連絡ください。

【一般的な問合せ】

倉敷市コールセンター (086) 426-3030

【相談窓口】

◇感染不安等の人の健康に関すること

倉敷市保健所保健課感染症係 (086) 434-9810

◇鶏肉・鶏卵の安全に関すること

倉敷市保健所生活衛生課食品衛生係 (086) 434-9826

◇ペットの鳥や動物に関すること

倉敷市保健所生活衛生課動物管理係 (086) 434-9829

◇野鳥に関すること

倉敷市農林水産課 (086) 426-3425